

淡路新地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 淡路地域のめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、淡路新地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、淡路県民局長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、淡路県民局交流渦潮室交流渦潮課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
山本 聡	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
澤田 佳宏	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授
西原 健二	洲本市企画情報部企画課長
栄井 賢次	南あわじ市総務企画部ふるさと創生課長
片平 吉昭	淡路市企画情報部まちづくり政策課長
前田 若男	福良漁業協同組合代表理事組合長
木下 紘二	株式会社ホテルニューアワジ専務取締役
堤 由美	AWAJIプラチナ農業女子グループ代表
森 靖一	株式会社フレッシュグループ代表取締役
東田 裕美	書道家
横山 史	おのころデザイン研究所代表
安居 道彦	医療法人社団いちえ会 洲本市在宅介護支援センター加茂管理者
原 竜也	ひょうご防災特別推進員
木戸 隆一郎	洲本市議会議員
堀内 照美	NPO法人島くらし淡路事務局長

第7条により定める委員等の謝金

淡路新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員及び第5条第3項に定める者（第6条第5項において準用する場合を含む。）	日額 12,500円